

## 私立学校振興対策の推進 【予算額 5, 101, 581千円】

事業のねらい

多様な修学の機会を提供し、公教育の一翼を担う私立学校の振興を図るため  
学校法人の経営の健全化、修学上の保護者の経済的負担の軽減を図る。

事業の内容

<b>1</b>	<b>私学経営安定事業</b>	<b>3, 567, 720千円</b>
	(1) 私立学校振興補助金	3, 553, 320千円
	学校法人が設置する私立学校の経営の健全化と保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立学校の人件費等経常的経費に対して助成する。	
	生徒・児童・園児1人当たり補助単価	(現行)                      (改定)
	高等学校(全日制・定時制)	318, 000円 → 319, 000円
	高等学校(通信制)	68, 000円                      (改定なし)
	中学校(中等教育学校(前期課程)を含む。)	269, 000円                      (改定なし)
	小学校	260, 000円                      (改定なし)
	幼稚園	166, 000円                      (改定なし)
	(2) 専修学校等運営費補助金	14, 400千円
	義務教育および高等学校に準ずる教育を行う専修学校・各種学校を設置する学校法人に対し、その運営費の一部を助成する。	
	生徒1人当たり補助単価	80, 000円
<b>2</b>	<b>保護者負担軽減補助事業</b>	<b>1, 338, 406千円</b>
	(1) 私立高等学校特別修学補助金	175, 670千円
	県内の私立高等学校に在籍する生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校が保護者の所得に応じて授業料を減免した場合に助成する。	
	生徒1人当たり補助単価	(現行)                      (改定)
	年収250万円未満程度	113, 000円 → 120, 000円
	年収250～580万円未満程度	77, 000円 → 79, 000円 (全日制・定時制高校の場合)
	(2) 高等学校等就学支援金交付金	1, 159, 727千円
	私立高等学校等の生徒について、高等学校等就学支援金として一定額(118, 800円)を助成することにより、教育費負担の軽減を図る。 (低所得世帯の生徒については、所得に応じて、1.5～2倍した額を上限)	
	生徒1人当たり支給上限額	
	年収250万円未満程度	237, 600円 (2倍)
	年収250～350万円未満程度	178, 200円 (1.5倍)
	上記以外	118, 800円

# 私立学校振興対策の推進



事業のねらい

私学経営安定事業 : 3,567,720千円  
 保護者負担軽減補助事業 : 1,338,406千円

○ 学校法人の経営の健全化

○ 保護者の授業料負担の軽減

## 私学経営安定事業

### ○私立学校振興補助金

3,553,320千円

学校法人の人件費等の経常的経費に対して助成

### 私立学校振興補助金

生徒・児童・園児1人当たりの学校への補助単価	
高等学校（全日制・定時制）	319,000円
高等学校（通信制）	68,000円
中学校（中等教育学校（前期課程）を含む）	269,000円
小学校	260,000円
幼稚園	166,000円

### 専修学校等運営費補助金

生徒1人当たりの学校への補助単価  
80,000円

### 高等学校等就学支援金交付金・私立高等学校特別修学補助金

補助単価	生徒1人あたり補助単価（年額）			
	私立高等学校 特別修学補助金（県）	高等学校等 就学支援金（国）	合計	
所得区分 年収250万円 未満程度	120,000円	237,600円	357,600円	
年収250万円～ 580万円未満程度	79,000円	250～350万円	178,200円	257,200円
		350～580万円	118,800円	197,800円
		580万円以上	118,800円	118,800円

（全日制・定時制）

※ 補助単価は、実際に支払う授業料額が上限となること等からこのおりの金額にならない場合があります。  
 ※ 所得区分は目安であり、実際には、市町村民税所得割額に基づき判定されます。

## 保護者負担軽減補助事業

### ○高等学校等就学支援金交付金

1,159,727千円

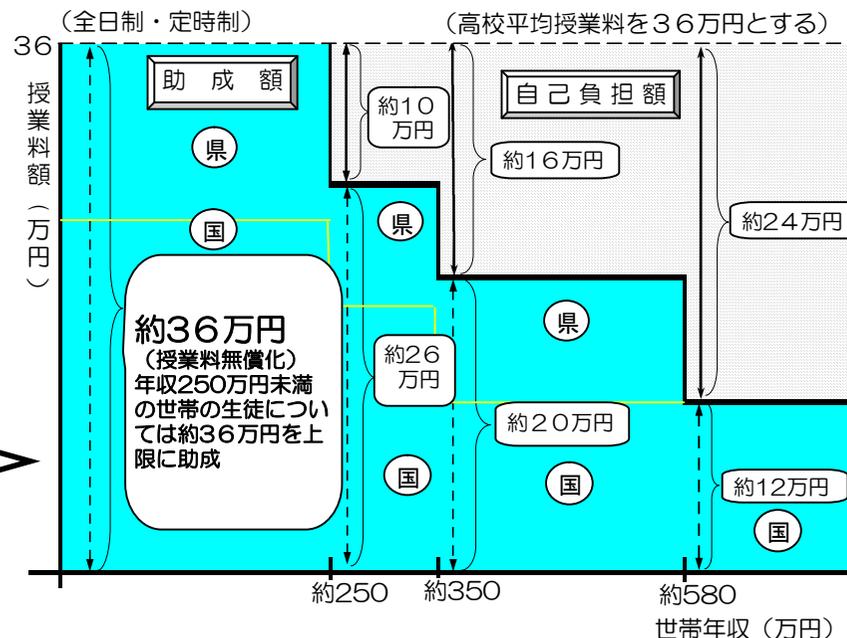
私立高校等に在籍する生徒に一定額を助成

### ○私立高等学校特別修学補助金

175,670千円

保護者の所得により高校が授業料を減免した場合に助成

### 保護者の年収別生徒1人当たりの補助単価



## 滋賀県自治振興交付金

【予算額 530,000千円】

## 【概要】

地方分権が進展するなか、市町が地域の实情に応じて自主性、主体性を発揮した施策を展開し、県としてもそれを支援するため、市町の自主的な判断による弾力的で自由度の高い事業実施が可能な制度として実施するもの

## 【対象事業】全51事業

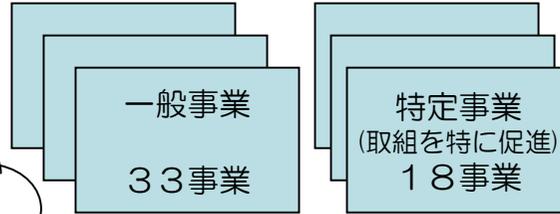
H25区分	採番	事業名	担当部局	事業所管所属
特定事業	1	自主防災組織育成事業	知事直轄組織	防災危機管理局
	2	「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり活動支援事業	総合政策部	県民活動生活課
	3	コミュニティ防災力向上促進事業	総務部	自治振興課
	4	ヨシ群落保全事業	琵琶湖環境部	琵琶湖政策課
	5	水草除去緊急対策事業	琵琶湖環境部	琵琶湖政策課
	6	特定鳥獣保護管理計画個体数管理事業 (旧:ニホンジカ広域一斉駆除対策事業)	琵琶湖環境部	森林政策課(鳥獣対策室)
	7	在日外国人障害者福祉給付金支給助成事業	健康福祉部	障害福祉課
	8	障害児早期療育支援事業	健康福祉部	障害福祉課
	9	発達障害者支援キーパーソン養成事業	健康福祉部	障害福祉課
	10	在日外国人高齢者福祉給付金支給助成事業	健康福祉部	医療福祉推進課
	11	ひとり暮らし高齢者等除雪支援事業	健康福祉部	医療福祉推進課
	12	障害児保育推進事業	健康福祉部	子ども・青少年局
	13	たんぼのこ体験事業	農政水産部	食のブランド推進課
	14	農業集落排水高度処理維持管理事業	農政水産部	農村振興課
	15	県産材利用耐震改修モデル事業	土木交通部	建築課建築指導室
	16	既存民間建築物耐震診断促進事業	土木交通部	建築課建築指導室
	17	スクーリング・ケアサポーター派遣事業	教育委員会	学校教育課
	18	中学生チャレンジウイーク事業	教育委員会	学校教育課
一般事業	1	個性輝く自治活動支援事業	総務部	自治振興課
	2	山村辺地等活性化事業	総務部	自治振興課
	3	地域救急対応力向上促進事業	総務部	自治振興課
	4	エコライフ地域住民活動推進事業	琵琶湖環境部	循環社会推進課
	5	美化推進対策事業	琵琶湖環境部	循環社会推進課
	6	不法投棄監視員設置事業	琵琶湖環境部	循環社会推進課
	7	不法投棄廃棄物処理事業	琵琶湖環境部	循環社会推進課
	8	浄化槽維持管理事業	琵琶湖環境部	循環社会推進課
	9	有害鳥獣駆除等対策事業	琵琶湖環境部	森林政策課(鳥獣対策室)
	10	生活環境保全林保健休養機能増進施設整備事業	琵琶湖環境部	森林保全課
	11	在宅重度障害者住宅改造助成事業	健康福祉部	障害福祉課
	12	身体障害者自動車利用支援事業	健康福祉部	障害福祉課
	13	滋賀型地域活動支援センター等整備事業	健康福祉部	障害福祉課
	14	障害児者サポート事業	健康福祉部	障害福祉課
	15	重度障害児(者)訪問看護利用助成事業	健康福祉部	障害福祉課
	16	医療的ケアホーム運営事業	健康福祉部	障害福祉課
	17	在宅重度障害者通所生活訓練援助事業	健康福祉部	障害福祉課
	18	障害者生活ホーム運営事業	健康福祉部	障害福祉課
	19	知的障害者自立生活支援事業	健康福祉部	障害福祉課
	20	市町精神障害者生活支援推進事業	健康福祉部	障害福祉課
	21	精神障害者地域生活定着支援事業	健康福祉部	障害福祉課
	22	高齢者住宅小規模改造助成事業	健康福祉部	医療福祉推進課
	23	青少年育成地域活動支援事業	健康福祉部	子ども・青少年局
	24	公衆浴場確保対策事業	健康福祉部	生活衛生課
	25	商店街基盤施設等整備事業	商工観光労働部	商業振興課
	26	産業立地関連基盤整備事業	商工観光労働部	企業誘致推進室
	27	国際観光サイン整備事業	商工観光労働部	観光交流局
	28	しが多文化共生地域支援センター設置・運営事業	商工観光労働部	観光交流局
	29	農作物獣害防止対策事業	農政水産部	農業経営課
	30	農業集落排水高度処理建設事業	農政水産部	農村振興課
	31	駅周辺自転車駐車場整備事業	土木交通部	交通政策課
	32	市町道路防雪事業	土木交通部	道路課
	33	近隣景観形成協定対策事業	土木交通部	都市計画課

県

市町

# 自治振興交付金

- ・実施事業は市町が自由に選択
- ・事業の追加・変更は市町の判断で



各事業の算入対象経費、算入率、算入限度額等は、それぞれ別に定める  
平25 530,000千円

## H25 改正

市町要望等を反映し、自由度アップ

- ◇対象経費の変更(主なもの)
  - ・個性輝く自治活動支援事業  
人にやさしい改造の事業費の下限額を緩和
  - ・特定鳥獣保護管理計画個体数管理事業  
特定鳥獣保護管理計画に基づき実施する捕獲について各事業を統合、ニホンザル・イノシシの捕獲について対象経費の拡充
  - ・農作物獣害防止対策事業  
「サル用電気柵」を対象として追加

### 上限額設定の要素

- ・過去3年の事業実績
- ・財政規模、財政力指数
- ・小規模町へ配慮

特定事業の算入額総額  
一般事業の算入額総額 × 0.9  
↓  
算入上限額を限度に配分

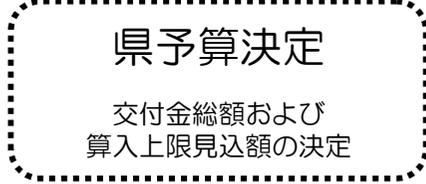
### 算入上限見込額

市町ごとにあらかじめ試算



### 予算編成

算入上限見込額を勘案し、実施事業を自由に選択



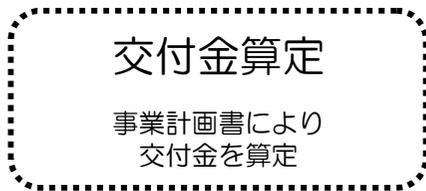
### 県予算決定

交付金総額および算入上限見込額の決定



### 事業計画書

市町予算に基づき事業計画書を作成・取りまとめ



### 交付金算定

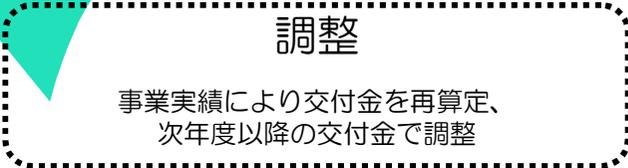
事業計画書により交付金を算定



事業の追加・変更は市町の判断で



### 事業実施



### 調整

事業実績により交付金を再算定、次年度以降の交付金で調整



### 事業実績報告書

事業の実施結果を取りまとめ